

2015年2月23日

第一生命保険株式会社

団体年金保険の一般勘定における 「市中金利に応じた解約調整金等の計算に関する特則」 の取扱開始について

第一生命保険株式会社(社長 渡邊 光一郎)は、2015年4月より、団体年金保険(注 1)の一般勘定の新しい特則として、「市中金利に応じた解約調整金等の計算に関する特則」の取扱を開始します。

本特則は、一般勘定の解約調整金(注 2)の計算方法に新しい方法を導入するものであり、ご契約者さまのお申出により付加することができます。

解約調整金は、解約(注 3)による一般勘定の保険料積立金(責任準備金)の減少額に解約調整率を乗じることで計算します。現行、この解約調整率を定率3%(2015年1月現在)としていますが、本特則を付加した契約では、以下のとおり、市中金利に応じて計算します。

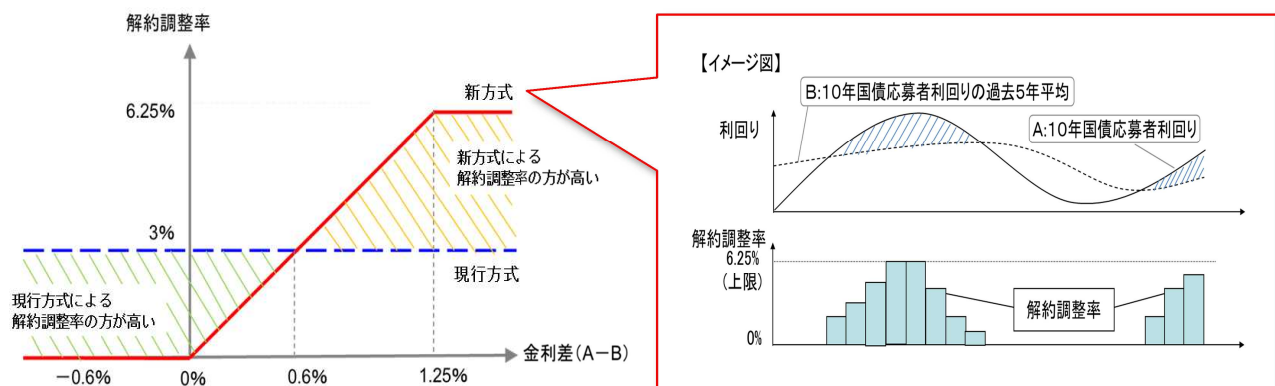
■本特則を付加した契約における解約調整率の計算式(注 4)

$$\text{解約調整率} = (A - B) \times 5 \quad \text{ただし、} 0\% \leq \text{解約調整率} \leq 6.25\%$$

A : 解約のお申込み時の10年利付国債の応募者利回り

B : 10年利付国債の応募者利回りの過去5年間の平均値

■解約調整率のイメージ(「新方式」と「現行方式」の比較)



注 1: 確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険(Ⅱ)、新企業年金保険(Ⅱ)を指します。

注 2: 解約調整金には、振替調整金および充当調整金を含みます。

注 3: 解約には、保険料積立金(責任準備金)の移管、特別勘定特約への振替、有期利率保証特約(無配当)への充当等を含みます。

注 4: 計算式は2015年1月現在の内容です。今後、著しい経済変動等が起こった場合、主務官庁に届け出たうえで変更することがあります。

ご留意事項

本特則の付加をご検討いただく際のご留意事項

■本特則を付加することができる一般勘定(主契約)は、以下の3種類です。

- ・確定給付企業年金保険
- ・厚生年金基金保険(Ⅱ)
- ・新企業年金保険(Ⅱ)

■2015年4月時点で既に上記の一般勘定(主契約)をご契約いただいている場合、ご契約者さまのお申出により、当社の承諾を得て、本特則を付加することができます。なお、本特則付加のお取り扱いは、2018年3月31日までとなります。

特定保険契約に関するご留意事項

「市中金利に応じた解約調整金等の計算に関する特則」を付加した契約は、保険業法第300条の2に定める「特定保険契約」に該当します。そのため、以下の内容をご確認ください。

■「市中金利に応じた解約調整金等の計算に関する特則」のお申し込みに際して

- ・「市中金利に応じた解約調整金等の計算に関する特則」の申込みを行うに際しては「ご契約のしおり(契約締結前交付書面)」に記載されている商品の仕組み・特徴・ご契約者の負うリスク等、保険契約者として理解しておくべき内容について説明を受け、その内容について十分ご確認いただき、ご不明な点等は、必ず当社担当者にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

■損失発生リスクとその発生理由

- ・当社がお引受けする一般勘定(主契約)の責任準備金(保険料積立金)を取り崩す場合(一般勘定から特別勘定への指定による振替、一般勘定から有期利率保証特約への指定による充当を含む)、その事由および金利状況に応じた解約調整率を適用し、解約調整金(*)を一般勘定(主契約)の責任準備金(保険料積立金)から徴収することがあります。
- ・解約調整金は、10年利付国債の応募者利回りを指標として、「解約の申込日の直前の応募者利回り」が「過去5年間の平均応募者利回り」を上回る場合(金利上昇局面等)に発生します。このため、適用時の金利状況によっては元本割れとなる可能性があります。
- ・(*)「解約調整金」には、振替調整金および充当調整金を含みます。
- ・解約調整金等、各種手数料(付加保険料)および租税等が差し引かれるため、責任準備金(保険料積立金)や解約返戻金が元本を下回ることがあります。
- ・解約調整金の徴収対象となる事由や上記算出方法等の詳細は、「ご契約のしおり」、「約款」をお読みください。

■一般勘定(主契約)の手数料等

- ・ご契約の管理・運営にともなう費用として徴収させていただくご契約の一般勘定部分の保険事務費(固有の保険事務費)は、一般勘定部分(有期利率保証特約部分を除く)の責任準備金に比例し、各口の所定のランクごとの経過責任準備金(確定給付企業年金保険・新企業年金保険(Ⅱ)の場合は月始元本平均残高、厚生年金基金保険(Ⅱ)の場合は月央元本平均残高)にこれに対応する率(上限:0.575%、下限:0.150%)を乗じた金額の合計額となります。
- ・保険事務費のうち、業務委託の保険事務費につきましては、個別に業務委託契約を締結する際にご説明させていただきます。
- ・「市中金利に応じた解約調整金等の計算に関する特則」にかかる追加の手数料はありません。
- ・消費税は別途申し受けます。
- ・上記の手数料には、年金数理人費、その他の各種計算サービスは含まれておりません。
- ・詳細につきましては、「ご契約のしおり」、「約款」をお読みください。

その他のご留意事項

■責任準備金等の削減について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、責任準備金および給付金等の削減など、ご契約にあたってお約束した契約条件が変更されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約にあたってお約束した条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 電話03(3286)2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■契約内容の一部変更について

- 生命保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際に予見しえない事情の変更または確定給付企業年金法もしくは同法にもとづく命令の改正または厚生年金保険法もしくは同法にもとづく命令の改正により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨を通知します。

■保険契約の締結と生命保険募集人の権限

- 当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して、当社が承諾したときに有効に成立します。

■共同取扱契約について

- 複数の生命保険会社による共同取扱契約の場合、当社は、当社の受託した積立金額に対して保険契約上の権利を有し義務を負い、他の受託生命保険会社と連帯することはありません。

- 当資料に記載の年金制度、会計の取り扱い等の情報については、特に断りのない限り、2015年1月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることがあります。
- 当資料に関する権利は当社に帰属し、当資料の一部または全部の無断複写・複製、第三者への開示を禁じます。
- 当資料は制度運営ご担当者さま向けに作成されたものであり、一般従業員さま(団体構成員さま)へのご提示を目的としたものではありません。
- 当資料は2015年1月時点の「市中金利に応じた解約調整金等の計算に関する特則」を付加した保険契約の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご契約の際には「ご契約のしおり」、「約款」を必ずお読みください。

以上

(登)C14S7214(2015.1.15)③